

令和2年度 建築確認実践研修(構造コース) ご質問及び回答

令和3年2月10日

No.	課目	該当箇所	質問要旨	回答
1	木造の構造審査	P4	壁量計算(令第46条2項ハ) (開口部を大きくするため)耐力壁の代わりに木質フレームを使用する場合、構造計算書の添付は必要でしょうか？ 実験データ等の根拠資料の添付があれば良いのでしょうか？	令第46条第2項による場合、法令上、構造計算が求められ、確認申請においても構造計算書の添付が必要です。ただし、法第6条の4確認の特例に該当する場合等、構造計算書の添付が不要の場合も考えられます。 また、構造計算を行う場合で平19国交告第592号第二号より実験その他特別な調査又は研究による場合、耐力算定式又は数値が適切であるか確かめることが規定されております。
2	木造の構造審査	P5	4号建築の審査省略について、規則第1条の3第5項第二号より、構造図と構造計算書を添付を要しないとありますが、法20条第1項第四号イの「安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること」を審査において確認する必要がありますのでしょうか。	法第6条の4確認の特例より、法第6条第1項第4号に該当する建築物で、建築士の設計に係るものについては、法20条(第1項第四号イに係る部分に限る)の審査が省略されます。
3	木造の構造審査	P18	木造の仕様規定に関し、風圧力の検討を行う際、階に算入されない小屋裏収納がある場合、小屋裏の床面から1.35m以上の部分を3階とみなして、見付面積の検討が必要ですか？	確認申請上は、各階ごとに風圧力計算を行う必要があるため、階とならない小屋裏収納部分の検討は不要です。
4	木造の構造審査	P19	壁量計算について、455幅や303幅の面材の使用がよく見かけられます。メーカーの実験データ等の根拠資料が添付されて、壁量計算に算入してあります。 大臣認定がないので、算入せずに成立するように指導していますが、メーカーの実験データ等の根拠資料の添付があれば有効なのでしょうか？	法令上、壁量計算に算入できる耐力壁は、令第46条表1・告示1100号・大臣認定の仕様によることとなります。なお、グレー本P.61では、昭55建告1100号の面材張り耐力壁は、最小幅60cmとの記載や連続した壁の端部に正規の長さに満たない面材を設ける場合の考え方等が記載されています。
5	木造の構造審査	P24	木造の仕様規定に関し、地震に対する必要壁量の算定で、2階がオーバーハングしている場合には「壁量計算における床面積の算定に配慮が必要」とありますが、具体的にはどのように配慮が必要ですか？	2階に生じる地震力は1階の壁で支えており、1階の必要壁量の計算には1階の床面積が用いられますが、オーバーハングの場合、必要壁量の計算にオーバーハング部分が見込まれていませんので、1階の床面積に加算して計算する等の配慮が望ましいと考えます。

\*講習に関するご質問のみ記載しております。

\*類似のご質問は、纏めさせていただいています。また語尾の表現など一部を変更している場合があります。